

シンガポールのFinTech 振興 政府の施策が奏功しFinTech 企業が集積

アジア調査部主任研究員

稲垣博史

+65-6805-3990

hiroshi.inagaki@mizuho-cb.com

- シンガポールは2015年6月、「スマート金融センター」創設を打ち出し、その建設においてFinTechをカギとなる構成要素と位置付けた。そしてFinTech育成にかかわる政策を矢継ぎ早に実行した
- 具体的には、通貨庁・経済開発庁など官庁間の連携、サンドボックスと呼ばれる規制の一時停止、技術革新等に対する資金支援である。これらの振興策が奏功し、多くのFinTech企業が誕生した
- こうした政策運営によるベンチャー振興は、日本にとっても大いに参考になる。官民の取り組みがかみ合えば、日本でもFinTech発展の余地は大きいとみられる

1. はじめに

シンガポールは、2017年の1人当たりGDPが57,700米ドルと、世界で9位の高所得国となった。もはや外国の模倣だけでは経済成長を維持できない発展段階だ。このため政府は、ITなど高度な技術を生かしたビジネスを展開すべく、総力を挙げて取り組んでいる。既に主力産業となっている金融業についても例外ではなく、ITを用いた最先端の金融技術、すなわちFinTechを活用してさらなる発展を促す方針だ。本稿では、そうした政府によるFinTech普及への取り組みや、FinTechにかかわる民間企業の動向について取りまとめた。

2. 政府のFinTech 政策

(1) 概要

金融を主力産業としてきた先進国であるがゆえに、シンガポールではかねてから、商業銀行による従来型の金融サービスが普及していた。例えば世界銀行のデータによると、15歳以上人口に占める銀行口座の保有率は、2011年においてすでに98%にも達していた。このため、FinTechを用いた銀行を介さない金融サービスが、銀行による金融サービスの浸透が相対的に遅れていた中国などの新興国において爆発的に普及したのに対し、シンガポールはやや出遅れていた。

シンガポールでFinTechを管轄するのはシンガポール通貨庁(MAS、中央銀行に相当)だが、2015年6月に、金融業において金融技術が包括的に活用される「スマート金融センター」の創設を打ち出した¹。「経済の効率性を高め、事業機会を増やし、リスク管理を向上させ、そして国民生活を改善する」ことが目標とされ、FinTechはスマート金融センターの建設においてカギとなる構成要素とされた。そしてMASは、FinTechを開発していくために拡充すべき5つの基盤を提言(図表1)。その中の金融セ

クター技術・革新（FSTI）スキームでは、エコシステム（個社ではなく業界内企業全体の分業的な収益構造）構築を支援するために、図表2の4項目を対象に5年間で2億2,500万シンガポールドル（Sドル）〔約185億円〕を投入することとした。

MASは2017年9月、金融業界版の産業政策である「金融サービス産業変革マップ」を発表した²。この中で、金融産業における付加価値生産額の増加率を平均4.3%、生産性の伸びを毎年2.4%とすることを目標として打ち出している。政府の諮問機関である未来経済委員会が想定する平均GDP成長率の2~3%を上回ることから³、金融産業は経済成長をけん引する位置付けだ。同変革マップの中で、シンガポールを国際的なFinTechのハブとする方針が打ち出された。MASが描く概念図をみると、地域的な意味でのハブとなるにとどまらず、シンガポールをFinTech関連の様々な技術分野を結節するハブとする方針がうかがえる（図表3）。そして、FinTech関連で毎年1,000人の雇用を創出することが目標として掲げられた。

図表1 FinTech 開発のため提供を目指す基盤

- 新興企業、テクノロジー企業、金融機関、投資家、研究機関、高等教育機関、技術革新の専門家、政府機関から構成される、活力があり協力的な FinTech エコシステム
- より迅速な技術革新と新旧 IT システムの統合のため、API（ソフトウェアが情報をやり取りする共通規格）を介したオープンバンキングプラットフォーム（顧客同意のもと、銀行顧客のデータを第三者が活用する仕組み）
- 一定の分野において、革新的製品とサービスを実験・展開するための「サンドボックス」（実験のための規制停止）
- 技術革新のための活気あるエコシステムを創造することを支援する、FSTI スキーム
- 研究者、革新者、専門家などの豊富な人材。FinTech における継続的な人材育成

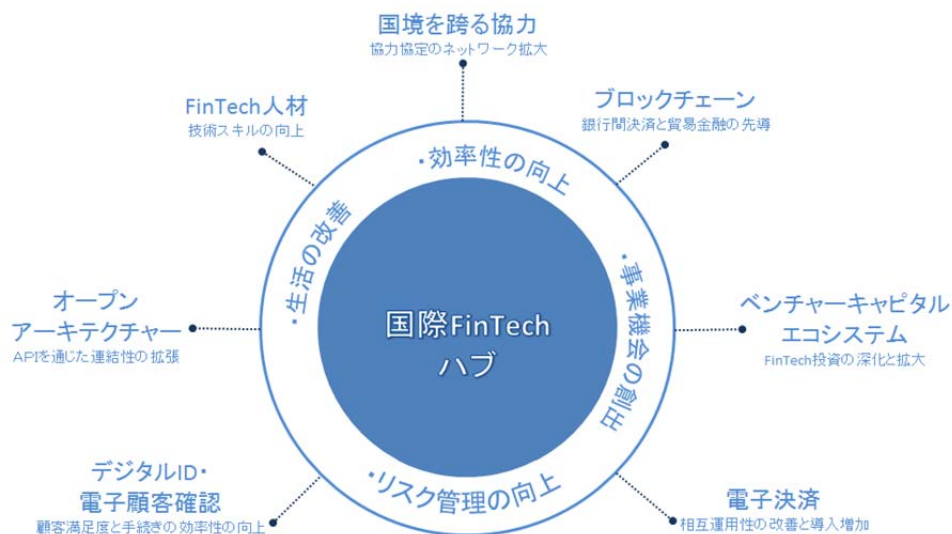
（資料）MAS(2018a)より、みずほ総合研究所作成

図表2 FSTI の支援対象に含まれる項目

- (a) イノベーションセンター
金融機関を誘致して、技術革新のための研究機関設立を促進する
- (b) 個別金融機関のプロジェクト
成長効率と競争力を向上させる可能性がある、技術革新の応用を促進する
- (c) 金融業界全体のプロジェクト
新しい統合サービスの提供に必要な業界全体にかかわる技術インフラまたは公共施設の構築を支援する
- (d) POC（Proof of Concept・概念実証）スキーム
金融機関と非金融機関の双方を対象としており、金融業界における、開発初期段階での革新的プロジェクトを支援する

（資料）MAS(2018b)より、みずほ総合研究所作成

図表3 FinTech ハブの概念図



（資料）MAS(2018d)より、みずほ総合研究所作成

(2) FinTech 専門部署の設置

2015年8月、MASは、FinTechを担当する専門部署として、FinTechイノベーション・グループを新設、その下に2つのオフィスと1つのラボ（研究所）を設置した⁴。同グループは、革新的技術の活用を促進するための規制政策と開発戦略を担当し、金融部門におけるより高度なリスク管理、効率性の向上、競争力強化を目指すこととなった。

まず「決済・技術ソリューションオフィス」は、金融サービスに対する規制政策を策定し、かつ簡単・迅速・安全な決済及びその他の技術ソリューションを開発する。

次に「技術インフラオフィス」は、金融機関が利用するインフラである、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、分散台帳などの安全で効率的な技術の開発に向け、規制政策や戦略策定に責任を負う。

最後に「技術革新ラボ」は、金融業界に応用できる先端技術分野を研究し、また革新的な新技法を試験するために金融業界及び関係諸機関と協力する。

(3) 官庁間関係

FinTechは、情報通信など金融以外の産業にも深くかかわっているため、MASは官庁間等の関係にも注力している。2016年5月に通貨庁は、経済開発庁、情報通信メディア開発庁などとともに、ワンストップの窓口となる仮想官庁（Virtual Entity）のFinTechオフィスを設置した（図表4）。MASの最高FinTech責任者と、SG-Innovate（研究開発の商品化を目指す政府系企業）の最高経営責任者が共同トップを務める。

官庁間関係の具体例としては、2018年5月にMASが、経済開発庁、情報通信メディア開発庁、銀行・金融研究所⁵と連携して、金融部門におけるAI活用を促進することを打ち出したことが挙げられる。具体的には、①AI関連製品の開発：MASが既に打ち出していたAI・データ分析（AIDA）助成金制度を補強するため、経済開発庁が関連企業を支援する、②ユーザーとソリューションプロバイダのマッチング：経済開発庁、情報通信メディア開発庁と連携し、情報通信メディア開発庁のAIビジネスパートナーシッププログラムの対象を金融部門まで拡張する、③AI技能の強化：情報通信メディア開発庁と連携して技能訓練の機会を提供するとともに、銀行・金融研究所と連携して金融機関のニーズに沿った大学カリキュラムを整備する、となっている。

ちなみにAIDA助成金は、2017年11月に発表された総額2,700万Sドル、最大でプロジェクトコストの50%までを支援する制度で、金融機関によるAIとデータ分析の活用促進を目指

図表4 FinTech オフィスを構成する官庁

- | |
|---|
| (1) MAS
首相府の機関。金融業界を所管 |
| (2) 経済開発庁
通商産業省の機関。投資誘致やビジネス環境整備等を所管 |
| (3) Infocomm Investments Pte Ltd
情報通信メディア開発庁系の投資会社 |
| (4) 情報通信メディア開発庁
情報通信省の機関。情報通信産業を所管 |
| (5) 国家研究財団
首相府の機関。研究開発支援等を所管 |

(注) FinTechオフィス発足当初は、規格・生産性・革新庁（SPRING）を加えた6機関により構成されていた。同庁は通商産業省の機関で、生産性向上や規格標準化等を所管していた。2018年4月に国際企業庁（インターナショナル・エンタープライズ）と統合し、企業庁（エンタープライズ・シンガポール）が発足したのを機に、構成メンバーから外れた。

(資料) MAS (2018e)、MASへのヒアリングより、みずほ総合研究所作成

している。またAIビジネスパートナーシッププログラムは、2017年11月に発表された産業政策である、情報通信メディア産業変革マップで打ち出された。AIの活用を促進するために、AIのエンドユーザー企業とAIソリューションプロバイダをマッチングさせるプログラムである。

（４）企業に対する直接的な支援とレギュラトリー・サンドボックス

MA Sは、FinTech分野において、民間企業による活動を積極的に進めようとしている。そのための具体的な政策として、以下のようなものが挙げられる。

まず、資金支援を含む各種のFinTech企業支援政策で、図表2でみたMA SのFSTIが代表例である。MA Sはこのほかに、FinTech企業も対象となりうる支援策として、企業庁のStartup SGや情報通信メディア開発庁の能力開発助成金を紹介しており⁶、研究対象や目的などに応じてそれぞれが役割分担を図っている。

次に、図表1でも言及したレギュラトリー・サンドボックスである。先端的な金融サービスは、既存の規制に抵触するかどうか不透明な場合が多く、企業が提供に慎重になってしまう可能性がある。レギュラトリー・サンドボックスとは、MA Sとの協議のうえで、分野と期間を限定しつつ、そうした規制の適用を一時停止するものだ。MA Sは、現在進行中の案件が4件あることを紹介している⁷。

（５）FinTech フェスティバルの開催

MA Sは、シンガポールFinTechフェスティバルと呼ばれる大規模な見本市を2016年11月14～18日に開催した。来場者は60カ国から13,000人以上に達し、出展社数は73社であった。多数のセミナーが実施され、関連企業への表彰も行われた⁸。

2017年にも11月13～17日にFinTechフェスティバルが開催され、来場者数は109カ国から3万人、出展社数は300社以上にも達した⁹。現在、FinTech専門の見本市としては、世界最大級とされている。2018年についても、11月12～16日の日程で開催される予定であり¹⁰、恒例行事化している。

なお、MA S以外が主催するものも含め、シンガポールでは毎年、多数のFinTech関連のイベントが行われている。ASEANにおける情報の集積・発信拠点として、シンガポールは一定の地位を確立したといえよう。

3. FinTech の現状

（１）起業の状況

政府の積極的な取り組みもあり、シンガポールには多くのFinTech企業が集積している。ASEANにおけるFinTech企業数は、2位のインドネシアを引き離して圧倒的な1位となっている（図表5）。分野別に内訳をみると、投資・資産運用がもっとも多く、続いて決済、ブロック・チェーン暗号通貨となっている（図表6）。こうした企業の事業活動は、シンガポール国内にとどまっているとは限らず、周辺ASEAN諸国などにも及んでいる。

3大銀行（DBS、UOB、OCBC）は、アクセラレーター（起業支援）機能を通じてFinTech企業の育成に力を入れている（図表7）。また、FinTech企業の技術を取り込もうとする動きもみられる。

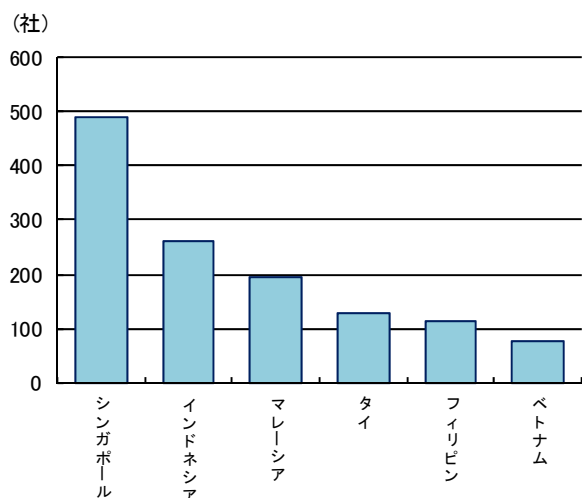
例えばUOBは、後述するように出資先企業のAI技術活用を目指している。DBSも、アクセラレーター機能の枠内で、新興FinTech企業との関係を打ち出している。

(2) キャッシュレス決済の状況

a. 企業の動き

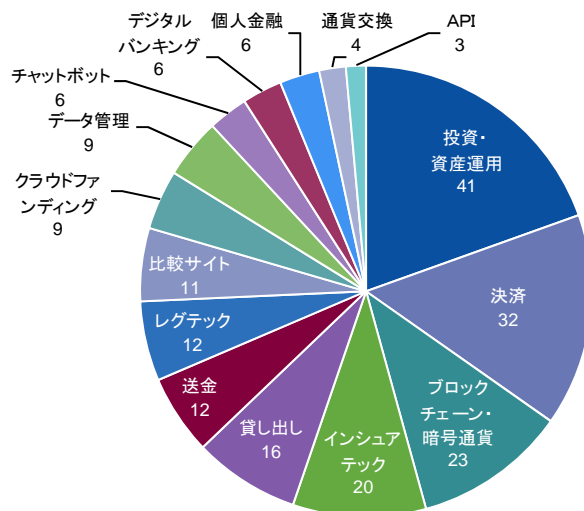
シンガポールでは、かねてからキャッシュレス決済がある程度普及していた。具体的には、クレジットカード¹¹、デビットカード¹²、交通カード¹³などのプリペイド型カードによる支払いである。このうちクレジットカード・デビットカードの多くと、マスターカードが展開するプリペイドカードであるFEVOは、非接触型・サインレスの決済にも対応している。具体的には、ビザ・ペイウェブ、マスターカード・コンタクトレス、アメリカンエキスプレス・コンタクトレス、銀聯クイックパスの4サービスで、カードをかざすだけの決済シーンは、街中で非常によくみかける。加えて近年は、FinTechの一部に位置付けられる、モバイル端末を用いた決済手段が増えている。

図表5 ASEAN主要国におけるFinTech企業数



(注) 2017年12月9日時点。
(資料)EY, "ASEAN FinTech Census 2018" より、みずほ総合研究所作成

図表6 シンガポールで操業中のFinTech企業



(注) 2017年11月15日時点。全210社。
(資料)Fintech Singaporeより、みずほ総合研究所作成

図表7 3大銀行のアクセラレーター機能

	名称	形態	目標
UOB	Finlab (2015年11月設立)	SG-Innovateとの合弁企業	フィンテック等の起業支援
OCBC	The Open Vault (2016年2月設置)	行内の部門	フィンテックの起業支援、行内での技術活用・技術向上
DBS	HotSpot Pre-accelerator (2015年9月開始)	行内のプログラム	フィンテック、社会的企業、デジタル関連の起業支援
	DBS Asia X (2016年11月設置)	行内の施設	フィンテックの起業支援やフィンテック企業との関係など

(注) DBSのHotSpot Pre-acceleratorは既に終了している。
(出所) 各社ウェブサイト、DBSへのヒアリングより作成

第1に、アップルペイなどの仕組みを通じて、上述のような旧来型カードの非接触型決済機能を、そのままモバイル端末に搭載できるようになった（図表8）。ちなみにフィットビットペイは、フィットネス利用者向けのスマート・ウォッチであるフィットビットの決済機能で、UOBが2017年11月に、アジアで初めて対応した。フィットビットは、運動量の管理といったアプリに強みがある。健康関連の支出は毎年10%増えていることから、UOBはフィットビットの需要が増えるかと判断した。

第2に、モバイルウォレット（デジタルウォレット）を提供する事業者が増えている（図表9）。モバイルウォレットとは、スマートフォンで財布と同等機能を実現するサービスのことで、中国のアリペイなど新興国でいち早く拡大したが、このところ日本を含む先進国でも徐々に普及し始めている。シンガポールでは、筆者が確認できた中ではマレーシア系のメイバンクによるサービス提供が皮切りであり、その他も銀行が提供するサービスが多いが、通信会社やライドシェア会社などが提供するサービスもある。クレジットカードなどの旧来型金融サービスがすでに普及しているシンガポールでは、必ずしもモバイルウォレットが絶大な支持を受けているわけではないが、その利便性への注目度は高まっている。最大手行・DBSのPayLah!（ペイラー）では、QRコードによる決済や、携帯電話番号を宛先とする送金などが可能となっている（図表10）。

図表8 クレジット/デビットカードのモバイル決済への対応状況

種類	カード発行会社
アップルペイ	DBS/POSB、UOB、OCBC、シティバンク、HSBC、スタンダード・チャータード、アメリカン・エクスプレス
グーグルペイ	DBS/POSB、UOB、OCBC、スタンダード・チャータード、アメリカン・エクスプレス
サムスンペイ	DBS/POSB、UOB、OCBC、シティバンク、スタンダード・チャータード、アメリカン・エクスプレス、FEVO
フィットビットペイ	UOB、OCBC

(注) 1種類でも対応しているカードを発行している場合はこの表に書き込んだが、カードの種類（クレジットカード/デビット、一般/コーポレート、VISA/Master/Amexなど）によっては対応しない場合がある。詳しくは各社ウェブサイト参照。

(出所) 各社ウェブサイトより、みずほ総合研究所作成

図表9 主要なモバイルウォレット・サービス

名称	提供機関	開始時期	
銀行系	UOB Mighty	UOB	2015年11月
	Pay Anyone	OCBC	2014年5月
	PayLah!	DBS	2014年5月
	CITI Pay	シティバンク	2016年11月
	Mobile Pay	メイバンク	2013年11月
	SC Mobile	スタンダード・チャータード	2016年5月
その他	Singtel DASH	シングテル(通信最大手)	2016年5月
	GrabPay	Grab(ライドシェア最大手)	2016年11月
	NETSPay	NETS(デビット決済・交通カード)	2017年10月

(注) 筆者が存在を確認できたサービスの一覧であり、全てが網羅されているわけではない。SC Mobileの開始時期はグローバルリリースを参照しており、シンガポール版アプリの提供時期は異なっている可能性がある。

(資料) 各社ウェブサイト、各種報道より、みずほ総合研究所作成

図表10 DBS PayLah!でできること

- NETS 端末経由のQRコード、あるいはペイラーQRコードの読み取りによる支払い
- 携帯電話番号、QRコード、ペイメントリンク (url) を通じた、DBS・POSBの非顧客を含む相手のおカネのやり取り
- モバイルウォレットの残高不足分について、銀行口座からの自動入金
- 割り勘
- 58以上の機関に対する利用料金決済
- オンラインショッピングでの迅速な精算
- 電子お年玉の授受
- 携帯通信会社のスターハブとM1のプリペイドSIMへの入金
- 26以上の慈善団体に対する電子寄付 (アンドロイド端末のみ)

(資料) DBS(2018)より、みずほ総合研究所作成

b. 銀行協会の動き

2017年7月、シンガポール銀行協会が主導するPayNowと呼ばれるキャッシュレス決済が導入された。これは、携帯電話番号やNRIC (National Registration Identity Card) と呼ばれるID番号を用いて、紐付けられた銀行口座に送金できるようにする仕組みだ。参加するのは、DBS、UOB、OCBC、中国銀行、シティバンク、HSBC、中国工商銀行、メイバンク、スタンダード・チャータードの9行である。

2018年8月13日からは、企業による利用も開始されることになっており、個社に割り当てられたUEN (Unique Entity Number) という番号を用いた送金が可能となる。これにより、現金の流通を減らすことや、2025年までに小切手の流通を廃止することが目指されている。政府によるPayNow活用については、中央積立基金からの積立金払い出しが挙げられる。

d. 児童教育

DBSは、2017年8月、POSB¹⁴ Smart Buddy Programmeの本格運用を開始した¹⁵。小学生を対象にスマート・ウォッチを無償配布し、貯蓄や支払いをできるようにする世界初の試みで、民間銀行による取り組みとして注目されている。スマート・ウォッチには、デビット決済を提供するNETSの非接触型サービスであるNETS Contactlessを搭載し、親が設定した毎日の小遣いの範囲で支払いができるようになる。また、万歩計機能等による健康管理や、貯蓄習慣の習得など一定の金融教育も目指すという。

d. 高齢者教育

高齢者は、キャッシュレスという技術の進歩に追いつくのが難しい可能性がある。このため情報通信メディア開発庁は、2018年5月、50歳以上の国民と永住外国人を対象に、E-Payment Learning Journeyと呼ばれる講座を開設した。これにより、モバイルウォレットや交通カードに実際に入金することなどを学習できるようになる。講習参加費として5Sドルがかかるが、3大銀行が提供するモバイルウォレットのサービスに加入すると5Sドルが入金され、また交通カードへの入金を成功させると10Sドルのバウチャーを獲得できるため、実質的な費用負担は生じない。

DBSは、2018年5月から7月まで、POSB Smart Senior Pilot Programmeの試験運用を行った。このプログラムは、スマートフォンを使うことが困難なさらに高齢の人を対象としているとみられ、健康増進やキャッシュレス決済の活用を目指している。具体的には、スマート・スリーブと呼ばれる万歩計付きのATMカードケースを高齢者に配布し、交通機関に乗った際・NETSのデビット機能を使った際・10万歩を歩いた際にキャッシュバックを得られたり、特定地点に到着すると家族にショートメールが届いたりするサービスがある。

(3) その他の動き

2018年に入ってからの、FinTech関連の主な動きは以下のとおりである。

a. DBS

5月、スマートフォンのアプリやパソコンのデジタルバンキングを通じて、包括的な金融アドバイザー機能である“Your Financial GPS”の提供を開始した。予算管理機能を通じて収入と支出を自動的に分類し、その分析に基づいて助言を行う。

b. UOB

4月、中国のPINTEC社と合弁で、信用評価ツールを開発するAvatecを設立した。AI、機械学習、不正防止アルゴリズムを用いて申し込み者個人の信用力を数秒で決定しようというもので、銀行だけでなく小売・通信・旅行といった業種の企業が活用することを想定する。

7月、イスラエルのFinTech企業であるパーソネティクスへの出資を発表した。同社のAI技術を活用して顧客の取引パターンを導出し、サービスの向上を狙うと報じられている。

c. OCBC

スマートフォンやパソコンなどの音声認識機能を用い、声で指示を出す「ボイスバンキング」を開始した。まず2月にアップルのSiri、次に4月にグーグルアシスタントやグーグルホーム（スマートスピーカー）を用いたサービスが始まっている。金融市場の動向に関する情報を収集したり、自らの住宅ローンの利用限度額を調べたりすることができる。

d. スタンダード・チャータード（シンガポール）

5月、三菱商事や三菱UFJ銀行とともに、タイ・アユタヤ銀行から分散台帳技術を用いて送金を受け取る実証実験を開始した。送金が数分で完了するうえ、手数料の低下が期待できるとされている。

e. インフォコープ・テクノロジーズとRGK+Z&Aグループ

5月、ミャンマー農業・畜産・かんがい省畜産・獣医局とミャンマー保険公社と共に、家畜担保融資に向けた実証実験をミャンマーで開始すると発表した。牛に固体認証タグを付け、家畜登録制度を確立したうえで、牛を資産とする一種の証券化を行うものである。融資の実行、金利の支払い、牛乳や牛肉の代金支払いなど、なるべく法定通貨は用いずに、トークン（代用通貨）を活用する。

（4）規制の動向

金融サービスに対する規制の枠組みを、FinTechの発展に合わせて変えようとする動きが出ている。

まず、電子決済についてみたい。決済を管轄する法律は、電子的な記録を規定する決済システム法と、送金を規定する両替・送金業法にわかれているが、FinTechにより両者の境目が曖昧になるとともに、どちらにも属さない業者も出現した。このためMASは、2016年8月、両者を統合する新たな規制枠組みの叩き台となるコンサルテーション・ペーパーを発表し、消費者保護やマネーロンダリングの取り締まりなどの基準強化を目指すこととなった。関係者の意見を集約しつつ、2017年11月に2回目、2018年2月に3回目のコンサルテーション・ペーパーを発表し、新法の制定を目指している。

次に、仮想通貨の取引についてみたい。ターマン副首相が、禁止する強い根拠はないと発言しているように¹⁶、基本的に現在は規制されていない。ただしMAS当局者は、投資家保護のために規制が必要か検討していると述べている。また、2018年5月24日にMASは、①8つの仮想通貨取引所に対し、仮想通貨は証券先物取引法上の証券または先物に該当する可能性があり、その場合はMASの認可が必要になることを警告し、また②イニシャル・コイン・オファリング（ICO）業者1社に対しデジタル・トークンの提供を停止するよう命じたこともあり、今後規制が強化される可能性がある。

5. おわりに

シンガポールは、かつては必ずしもFinTechのフロントランナーであったわけではないが、2015年以降に政府が矢継ぎ早の政策を打ち出したことを受け、状況が変わりつつある。いまやASEANでももっともFinTechの推進に熱心な国となり、企業による取り組みも進んでいる。先端技術を駆使するFinTech企業が多数進出したことで、旧来型サービスを武器としていた民間銀行もそうした技術を使わなければ競争に打ち勝てないと判断したように見える。総じて、シンガポールのFinTech政策は成功だったといえるだろう。シンガポールは、アジアにおけるFinTech時代の金融センターとして、最有力候補となりそうだ。

ある専門家によると、シンガポールで効果を上げた政府主導のFinTech振興策、すなわち官庁間連係・サンドボックス・資金支援によるベンチャー振興という組み合わせは、日本にとっても見習うべき部分が大いにあるという。またすでにみたとおり、キャッシュレス決済等に慣れ親しめるようDBSが小学生や高齢者への教育を支援したり、あるいは3大銀行が積極的に起業支援をしたりするなど、シンガポールの民間金融機関の取り組みも非常に参考になる。同専門家は、国内市場が小さくFinTech技術を周辺国で展開せざるを得ないシンガポールと異なり、日本国内市場は大きく、官民の努力が合えば、FinTechが発展する余地は大きいとの見方であった。

<参考文献>

- Committee on the Future Economy (2017), *Report of the Committee on the Future Economy – Pioneers of the next generation*
- DBS (2017), *POSB Smart Buddy – World’s first in-school wearable tech savings & payments programme launches in 19 schools*, 16 August 2018
- DBS (2018), *DBS PayLah!*, DBS website accessed on 20 July 2018
<https://www.dbs.com.sg/personal/deposits/pay-with-ease/dbs-paylah>
- fintechfestival.sg (2016), *14–18 Nov 2016 Singapore FinTech Festival Post Show Report*
- (2017), *13–17 Nov 2017 Singapore Fintech Festival Post Show Report Exhibition and Conference*
- (2018), Homepage of fintechfestival.sg website accessed on 19 July 2018
- Monetary Authority of Singapore [MAS] (2015), *“A Smart Financial Centre” – Keynote Address by Mr Ravi Menon, Managing Director, Monetary Authority of Singapore, at Global Technology Law Conference 2015 on 29 Jun 2015*
- (2017), *Roadmap for a Leading Global Financial Centre in Asia*, 30 October 2017
- (2018a), *Smart Financial Centre*, MAS website accessed on 18 July 2018
<http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Smart-Financial-Centre.aspx>
- (2018b), *Setting up your FinTech Business in Singapore*, MAS website accessed on 18 July 2018
<http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Smart-Financial-Centre/Setting-up-your-Business.aspx>
- (2018c), *Groups and Departments*, MAS website accessed on 18 July 2018
<http://www.mas.gov.sg/about-mas/overview/groups-and-departments.aspx>
- (2018d), *Financial Services Industry Transformation Map*, MAS website accessed on 19

July 2018

http://www.mas.gov.sg/~media/resource/news_room/press_releases/2017/MAS_Financial%20Services%20ITM%20Infographic.pdf

—— (2018e), *MAS' Role in a Smart Financial Centre*, MAS website accessed on 19 July 2018

<http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Smart-Financial-Centre/MAS-Role.aspx>

—— (2018f), *Setting up your FinTech Business in Singapore*, MAS website accessed on 25 July 2018

<http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Smart-Financial-Centre/Setting-up-your-Business.aspx>

—— (2018f), *Experimenting in the sandbox*, MAS website accessed on 25 July 2018

<http://www.mas.gov.sg/Singapore-Financial-Centre/Smart-Financial-Centre/FinTech-Regulatory-Sandbox/Experimenting-in-the-sandbox.aspx>

¹ MAS (2018a)

² MAS (2017)

³ Committee on the Future Economy (2017)

⁴ MAS (2018c)

⁵ 金融機関関係者に対する研修や能力認証を実施する非営利機関。

⁶ MAS (2018f)

⁷ MAS (2018g)

⁸ fintechfestival.sg (2016)

⁹ fintechfestival.sg (2017)

¹⁰ fintechfestival.sg (2018)

¹¹ ビザ、マスターカード、アメリカン・エクスプレス、銀聯、JCB、ダイナース・クラブのカードが発行されている。

¹² シンガポールでは、ほとんどのATMカードにビザかマスターカードのデビット機能と、3大銀行が出資するNETS (Network for Electronic Transfers) のデビット機能が両方搭載されている。DBSは銀聯ブランドのデビットカードも発行している。

¹³ 2002年に発売されたEZ-Linkと、2009年に発売されたNETSフラッシュペイがある。両者の機能はほぼ同じであり、競合関係にある。

¹⁴ POSBはかつての郵便貯金で、DBSに買収されてからは同行の1ブランドとなった。いくつかの商品はPOSBのブランドで提供されている。

¹⁵ DBS (2017)。試験運用の開始は2016年で、本格運用の開始前に、すでに6,000個のスマート・ウォッチを配布していた。

¹⁶ 「シンガポール、仮想通貨取引禁止する強い根拠ない=副首相」(『ブルームバーグ』2018年2月6日)

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。